

## 下田原運動場ほか4施設除草・草木管理等業務仕様書

## 1 目的

この業務は、下田原運動場、芦沼運動場、宮山田運動場、古田運動場、高間木キャンプ場の除草、草刈り及び樹木の剪定作業等による適正な管理を行うことにより、使用者の安全と利用促進を図ることを目的とする。

## 2 委託業務名 下田原運動場ほか4施設除草・草木管理等業務委託

## 3 委託場所

- ① 下田原運動場 下田原町3434番地（ただし、運動場内グラウンド部分を除く）
- ② 芦沼運動場 芦沼町2191番地
- ③ 宮山田運動場 宮山田町2936番地
- ④ 古田運動場 古田町182
- ⑤ 高間木キャンプ場 宮山田町地内

## 4 業務内容

委託場所	草刈り		除草		樹木 剪定	残材 処理	器材 運搬
	通常期間	割増期間	通常期間	割増期間			
下田原運動場	1回	1回	1回	1回	1回	3台	1回
芦沼運動場	1回	2回	2回	3回		3台	
宮山田運動場	1回	2回	2回	3回		3台	
古田運動場	1回	2回	1回	2回		3台	
高間木キャンプ場	1回	2回	1回	2回	1回	3台	1回

5 実施時期 草刈り，除草 おおむね4月～10月  
樹木剪定 おおむね11月～1月

## 6 留意事項

- (1) 各施設の除草，草刈り等の回数及び時期については目安とし，適宜，施設管理者と協議・調整し実施する。
- (2) 作業実施にあたっては，施設管理者と協議のうえ器具の扱いに十分留意し事故防止に努めること。
- (3) 作業に要する機器等は，受託者の負担とする。
- (4) 作業終了後，発生した廃棄物等は，受託者の責任において適正な処分を行うこと。
- (5) 場の整理整頓を行い，環境美化に心掛けること。
- (6) その他仕様書に記載なき事項については，施設管理者と協議の上決定する。